

親 展

開封前にあて名をご確認ください。
お届け先のご住所に、現在、受取人の方がお住まいでない場合には、
お手数をおかけしますが、「誤配」、「転居した」等をハガキに
ご記入いただき、開封せずにそのままポストに入れてください。



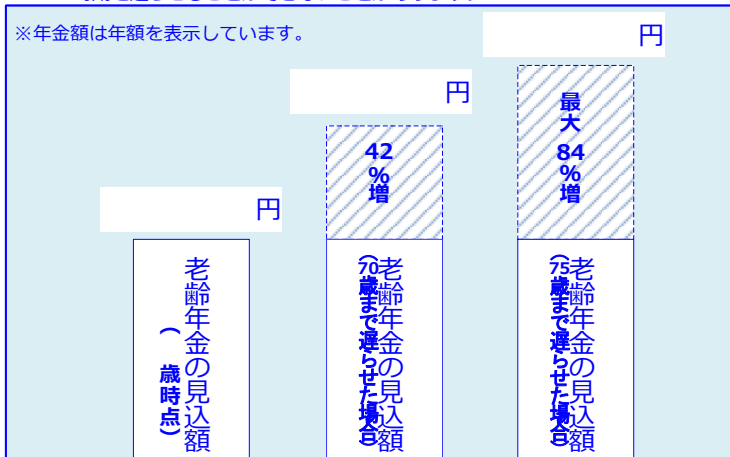
お知らせは内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

①年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。
②年金受給を遅らせた場合、年金額が増額します。

(例) 70歳を選択した場合、65歳と比較して42%増額
75歳を選択した場合、65歳と比較して84%増額(最大)

(注) ・65歳以降で厚生年金保険の被保険者等である場合は、在職支給停止額を差し引いた額が、繰下げによる増額の計算対象となります。
・遺族年金や障害年金を受け取ることができる場合には、老齢年金の受給開始時期を遅らせることができないことがあります。

※年金額は年額を表示しています。



(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1) と (2) の合計	円

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

[illegible]

※ 1 国民年金保険料免除・納付猶予等を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること（追納）ができ、年金額を生涯増やすことができます。

※ 2 「ねんきん定期便」ではご本人の納付実績として被保険者負担分の保険料納付額を記載しており、お手持ちの給与明細等に記載されている保険料額と照らし合わせて確認できます。

この二次元コードには、「ねんきん定期便」に記載されている年金情報の一部が収録されており、厚生労働省が提供するWEBサイト（公的年金シミュレーター）で年金見込額の簡易試算ができます。

(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>)

二次元コード

「ねんきん定期便」記載内容についてのお知らせ

○厚生年金保険料は、被保険者（ご本人）と事業主で折半することとされており、被保険者負担分のほか、事業主も別途同額を負担しています。
※表面の「保険料納付額」は、被保険者が短時間労働者で、保険料調整制度により負担が軽減されている場合、その負担が軽減される前の額が記載されています。

○各項目の見方や制度の詳細は、日本年金機構ホームページでご案内しています。

「ねんきん定期便」
の様式と見方ガイドは
こちら➡



お問い合わせに自動で
お答えする「ねんきん
チャットボット」は
こちら➡



【データ作成日】

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

「ねんきん定期便」では、上記データ作成日時点の前々月までの記録をお知らせしています。納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

「ねんきんネット」のご利用をお願いします

○「ねんきんネット」は、スマートフォンやPCからご自身の年金記録や電子版「ねんきん定期便」の確認、年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算、持ち主不明の年金記録の検索（亡くなられた方の年金記録を含む）などができるサービスです。

○マイナンバーカードをお持ちの方は、**マイナポータルから簡単に利用登録**ができます。また、お持ちでない方も、基礎年金番号と右記の「お客様のアクセスキー」を使用して日本年金機構ホームページから利用登録ができます。

○「ねんきん定期便」は「ねんきんネット」からペーパーレス化の登録ができます。環境への配慮に、ぜひご協力をお願いします。

スマートフォンでのご利用登録はこちら➡

二次元コード

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へ



0570-058-555

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
ナビダイヤル。通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) 03-6700-1144

受付時間	月 曜 日※1	8：30～19：00	※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の 平日の初日に19：00まで受け付けます。
	火～金曜日	8：30～17：15	
	第2土曜日※2	9：30～16：00	
			※2 第2土曜日以外の土・日・祝日 12/29～1/3はご利用いただけません。

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			付加保険料 納付済月数	船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a + b + c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a + b + c + d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）					
月	月	月	月	月			
厚生年金保険（b）					月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計				
月	月	月	月				

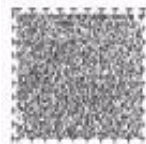
3. 老齢年金の種類と見込額（年額）（60歳未満の方は現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 基礎年金				老齢基礎年金 円
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間		(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
		(定 額 部 分) 円	(定 額 部 分) 円	(経過的加算部分) 円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
	(定 額 部 分) 円	(定 額 部 分) 円	(定 額 部 分) 円	(経過的加算部分) 円
私学共済厚生年金期間	(経過的職域加算額 (共 済 年 金)) 円	(経過的職域加算額 (共 済 年 金)) 円	(経過的職域加算額 (共 済 年 金)) 円	(経過的職域加算額 (共 済 年 金)) 円
	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
	(定 額 部 分) 円	(定 額 部 分) 円	(定 額 部 分) 円	(経過的加算部分) 円
	(経過的職域加算額 (共 済 年 金)) 円	(経過的職域加算額 (共 済 年 金)) 円	(経過的職域加算額 (共 済 年 金)) 円	(経過的職域加算額 (共 済 年 金)) 円
(1) と (2) の合計	円	円	円	円

お客様へのお知らせ

※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。
※一般厚生年金期間の報酬比例部分には、厚生年金基金の代行部分を含んでいます。
※基礎年金の2分の1相当は国庫から負担されています。

右のマークは目の不自由な
方のための音声コードです。



ねんきんネットの「お客様のアクセスキー」

※「お客様のアクセスキー」の有効期限は、左記データ作成日から5カ月後の月末までです。